平成30年度第1回 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

日 時 平成30年7月3日(火)

14時00分~16時30分

場 所 高津区役所5階第1会議室

- 1 あいさつ
- 2 説明・報告等
- (1) 川崎市動物愛護センターの再編整備について【資料1】
- (2) 動物愛護センター業務支援ボランティアについて【資料2】
- (3) 地域猫活動支援について【資料3】
- · · · 川崎市健康福祉局保健所生活衛生課
- (4) 動物愛護フェアかわさき2018について【資料4】
- (5) 事務連絡【資料5】【資料6】
- 3 区ごとの情報交換等

川崎市動物愛護センターの再編整備について

1 事業概要

川崎市動物愛護センター整備基本計画に基づき、人と動物の共生する社会の実現を目指し、「いのちを学ぶ場」「いのちをつなぐ場」「いのちを守る場」としての3つの役割を果たし、動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として動物愛護センターを整備するものです。

2 工期

平成29年10月12日着手 平成30年12月28日完成(予定)

3 延べ床面積 約 2300m²

4 施工業者等

設計・監理 株式会社 環境デザイン研究所

建築工事 株式会社 八木工務店 電気設備工事 協成電気 株式会社 空調設備工事 株式会社 富士設備 衛生設備工事 株式会社 玉川設備

昇降機工事 日本エレベーター製造株式会社

		平成2	9年度							平成3	0年度				
10)月	11	月	12	月	10	月	11	月	12	月	1	月	2	月
上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
	事着	2.1 cg			13	工事					引渡し	開始	集備	供用用用	
		2101												始	l

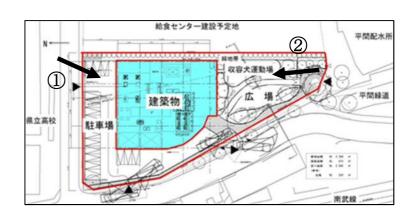
5 現状

健康福祉局生活衛生課、施設課、まちづくり局、施工業者、動物愛護センター等で現場定例打合せを月2回行っております。

また、加えてメール等での綿密な連絡等により工事進捗状況の情報共有等を行っています。 6月29日現在は、センター3階躯体コンクリート打設が終了し、1階の配線等の設置 を実施しているところです。

現場進捗状況写真





平成29年11月30日





平成29年12月27日





平成30年1月31日





平成30年2月28日





平成30年3月29日





1

平成30年4月26日





2

平成30年5月24日





1

2

6 愛称の市民投票について

平成31年2月に中原区上平間に移転する動物愛護センターの愛称を募集したところ、727作品の応募をいただき、外部有識者会議などを通して優秀作品を選出しました。 優秀作品から市民投票(Web投票&移転先の近隣協力小学校による児童投票)により、最優秀作品を決定し、新しい動物愛護センターの愛称とします。

- (1) スケジュール 8月1日~8月31日
- (2) 方法 専用Webからの投票
- (3) 対象 市内在住・在学・在勤の方(1人1票のみ)

動物愛護センターにおける

かわさき犬・猫愛護ボランティアとの連携協働について

- 1 川崎市の動物行政の執行体制について
- (1)動物行政に関する法令について 動物行政に関連する法令は以下の通りです。
 - ア 狂犬病予防法
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律 (以下、「動物愛護管理法」という。)
 - ウ 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例
 - エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下、「鳥獣保護法」という。)

など

(2)業務を執行する行政部局について 業務を執行する行政部局は以下の通りです。

ア 生活衛生課

企画調整業務、広報・啓発関係業務、国や他都市との連絡調整、法 制関係業務を執行しています。

イ 動物愛護センター

動物行政の具体的な取組を実践する中核施設として、多様な主体と 連携し、動物愛護の普及啓発や動物の保護・収容・返還・譲渡等を行い動物の適正飼養の推進を図りながら関係法令業務を遂行しています。

ウ 各区役所

区役所は各区における動物行政の活動拠点として重要な位置を占めており、各地域で実施される普及啓発活動の支援や動物愛護と適正飼養の普及啓発を図るとともに、動物に起因する生活環境被害等の相談に対応し、地域課題の解決のための支援を実施しています。近年、増加傾向にある高齢者が飼養するペットの相談については、庁内外の関係機関と連携し支援を実施しています。加えて、ペットクラブ等の飼い主を主体とした地域コミュニティーの支援も実施しています。

- 2 かわさき犬・猫愛護ボランティアについて
- (1) かわさき犬・猫愛護ボランティアとは

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例第18条に規定している、川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発について協力をいただくボランティアのことで、川崎市民から募っており、現在105名が登録されています。

- (2) かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱について 別紙の通り
- (3) かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動内容について かわさき犬・猫愛護ボランティアは次に掲げる活動を自主的に行うことと しています。(要綱第6条より抜粋)
 - ア 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
 - イ 犬、猫等の譲り渡し制度への協力
 - ウ 動物愛護センターの業務支援・運営協力
 - エ 災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に係る協力
 - オ その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与する活動
- 3 動物愛護センターの業務支援・運営協力

かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱第6条ウで規定する動物愛護センターの業務支援・運営協力について、ボランティアの種類や申し込み方法、研修を設定しました。

川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア募集について

動物愛護センター業務支援ボランティアの募集を行います。

川崎市動物愛護センターの業務や、動物福祉の考え方及び動物の取扱いをご紹介し、 理解していただく共通基礎研修を受けていただいた後に、面接を経て、ボランティア への参加とさせていただきます。

また、円滑なセンターの業務支援を実施いただけるよう、7つの各ボランティアで もそれぞれ個別研修を実施いたします。

- 1 募集ボランティア
 - ○普及啓発支援ボランティア(企画係関係)
 - (1) いのち・MIRAI 教室等支援ボランティア センター案内のコンシェルジュや小学生等の来所型授業のお手伝い、小学校等 へのいのち・MIRAI 教室等出前授業へのお手伝いや動物介在活動への参加など のボランティア
 - (2) 啓発物作成ボランティア センター広報物や、譲渡動物の写真の撮影等のボランティア
 - ○飼養管理支援ボランティア (業務係関係)
 - (1) 成猫飼養管理支援ボランティア 猫の譲渡情報作成のお手伝い、譲渡猫の慣らし、掃除や部屋のセッティングや 譲渡会時の猫の説明や攻撃性の高い猫への慣らしや行動学に基づく相性診断、ト レーニングなどのボランティア
 - (2) 子猫飼養管理支援ボランティア 哺乳猫の飼養管理を支援いただくボランティア
- (3) 成犬飼養管理支援ボランティア 譲渡犬の譲渡情報作成のお手伝いを皮切りに、老犬やシニア犬、比較的落ち着 いている犬の飼養管理支援や、ドッグトレーナーや行動診療を行っている獣医師 には、問題行動のある犬などの飼養管理等へ支援をいただくボランティア
- (4) 譲渡会運営支援ボランティア 譲渡会に事前準備や設営、運営、片付けなどを支援いただくボランティア
- ○庁舎管理支援ボランティア (庶務係関係)
- (1) 植栽等清掃支援ボランティア センター庁舎内外の維持管理を支援するボランティア
- ※基本的に、お一方1つのボランティアの登録とさせていただきます。

2 スケジュール

- (1) 募集期間 平成30年7月5日(木)~平成30年7月31日(火)
- (2) 共通基礎研修 平成30年8月23日(木)
- (3) 面接 9月中に、応募者と調整の上実施
- (4) 個別研修 現在調整中

3 ボランティア開始時期

普及啓発支援ボランティア(企画係関係)及び庁舎管理支援ボランティア(庶務係関係)については、新センター開設(平成31年2月予定)から開始予定。

飼養管理支援ボランティア(業務係関係)については、新センター開設当初は、 来所者の増加や移動に伴う収容動物のストレスを勘案して、新規のボランティアの 開始は平成31年夏ごろを予定。(子猫飼養管理支援ボランティアを除く。)

4 既存ボランティアとの関係

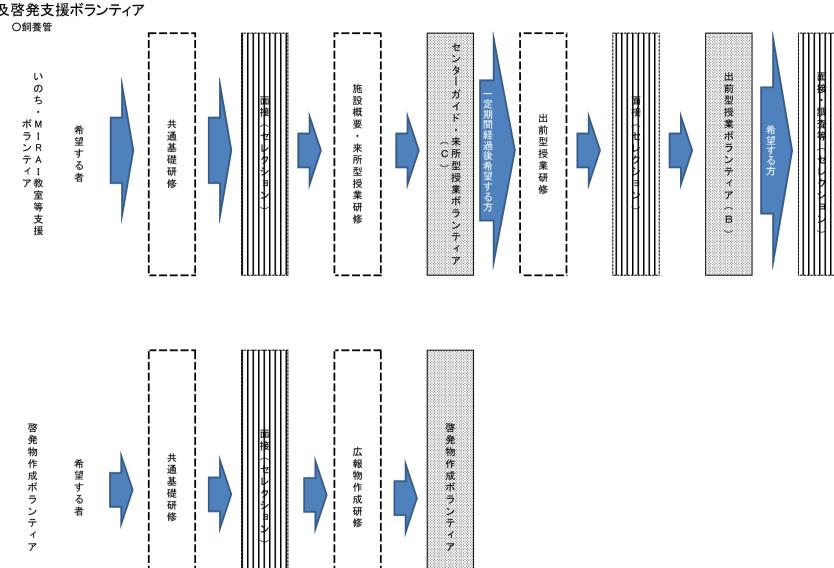
子猫飼養管理支援ボランティアや譲渡会運営支援ボランティアなど既存のボランティアについても、今回の申し込みをお願いいたします。

5 応募方法

FAX又は専用メールフォーム。

	ボランティア	研修	組織図等
	○普及啓発支援ボランティア (1)いのち・MIRAI教室等支援ボランティア (センターガイドボランティア・来所型授業手伝いボランティア、出前授業 手伝いボランティア、動物介在活動支援ボランティア) (支援内容) センター案内のコンシェルジュや小学生等の来所型授業 のお手伝いを皮切り(C)に、小学校等へのいのち・MIRAI教室等出前授 業へのお手伝い(B)や動物介在活動への参加(A)などのボランティア	全体〇接遇研修・センターの動物福祉の考え方と取扱い研修 (1)川崎市における動物愛護普及啓発事業について プログラム説明・補助方法の講座 動物介在活動の場合は動物の適性や取り扱い等 その後、面接等で判断する	(1)
	(2)啓発物作成ボランティア (ボスター等作成ボランティア、動物の写真撮影ボランティア) (支援内容)センター広報物や、譲渡動物の写真の撮影等のボランティア	(2)啓発物作成ガイドセミナー、動物の写真の撮り方講座	(2)
セン	〇飼養管理支援ボランティア (支援内容) (1)成猫飼養管理支援	全体〇接遇研修・センターの動物福祉の考え方と取扱い研修・法令施策研 修	(1),(3),(4)
ター 業務支	(猫の譲渡情報作成ボランティア、成猫の慣らしボランティア)	(1) 成猫の行動学研修・成猫の飼養管理方法研修 その後、来所可能ペースや面接等で判断する。	1)————————————————————————————————————
援ボラン	(2)子猫飼養管理支援 (子猫の哺乳ボランティア) (支援内容)哺乳猫の飼養管理を支援いただくボランティア	(2)子猫の飼養管理方法研修・疾病感染症対策研修その後、来所可能ペースや面接等で判断する。	
テ イ ア	(3)成犬飼養管理支援 (成犬の譲渡情報作成ボランティア、成犬飼養管理支援ボランティア) (支援内容)譲渡犬の譲渡情報作成のお手伝い(F)を皮切りに、老犬(E) やシニア犬(D)、比較的落ち着いてる犬の飼養管理支援(C)や、ドッグトレーナーや行動診療を行っている獣医師には、問題行動のある犬(B・A)などの飼養管理等へ支援をいただくボランティア	(3)犬の行動学研修・犬の飼養管理方法研修その後、来所可能ペースや面接等で判断する。	(2)
	(4)譲渡会運営支援 (譲渡会運営ボランティア) (支援内容)譲渡会に事前準備や設営、運営、片付けなどを支援いただく ボランティア	(4)来所可能ペースや面接等で判断する。	
	〇庁舎管理支援ボランティア 植栽等清掃支援 (クリーンアップボランティア) (支援内容)センター庁舎内外の維持管理を支援するボランティア	センターの動物福祉の考え方と取扱い研修、 接遇研修、植栽研修 その後、面接等で判断する。	

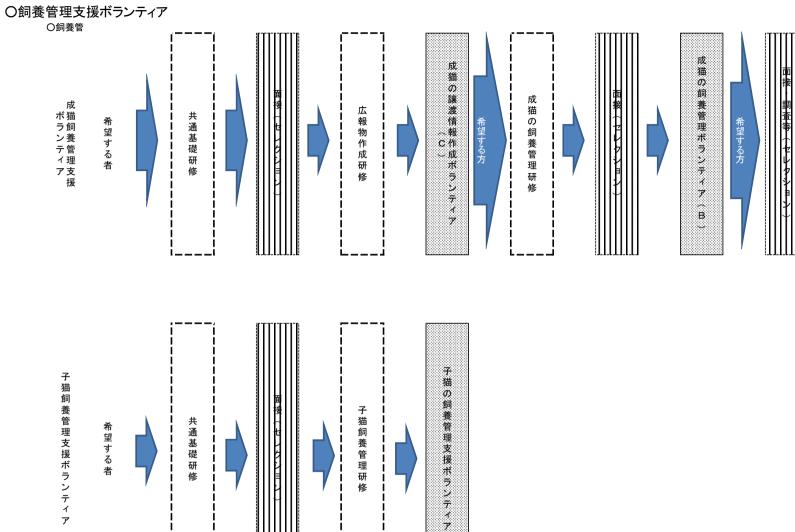
〇普及啓発支援ボランティア



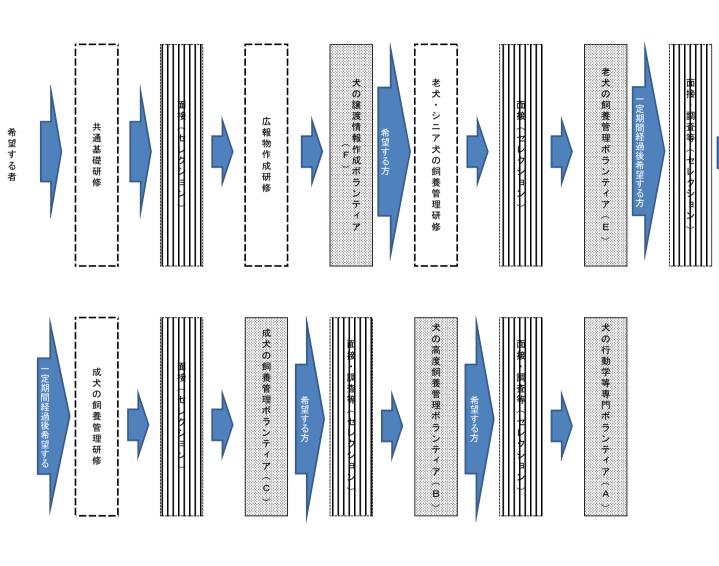
動物介在活動ポランティ

ァ

Α

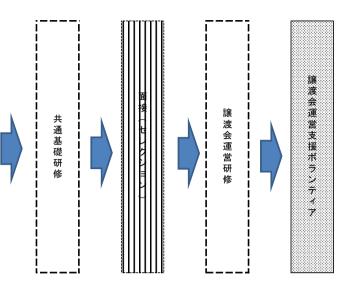


猫の行動学等専門ボランティア(A)



シニア犬の飼養管理支援ポランティア(D)

ボランティア成犬飼養管理支援



譲渡会運営支援ボランティア

希望する者

研修名	共通基礎研修	施設概要・来所型授業研修	出前型授業研修	広報物作成研修
研修目的	(1)動物ででは、1)動物では、1)動物では、1)動物では、1)動物では、1)動物では、1)動物では、2)では、2)では、2)では、2)では、2)では、3)がでは、3)がでは、3)がでは、3)がでは、3)がでは、4	(1)コンシェルジュとして 必要な動物愛護セン ターの設計コンセプトや 諸室の概要・センターの お針等の理解を深め る。 (2)いのちMIRAI教室 の基礎から理解し、れな 型授業の狙いや流し説明 できるようになる。	(1)いのちMIRAI教室の基礎から復習し、出前型授業の狙いや流れなどについて理解し、説明できるようになる。	(2)効果的な広報物の
講師	センター職員 公益財団法人かわさき 市民活動センター	センター職員	センター職員	センター職員 広報関係職員等
実施予定日時	平成30年8月23日	平成30年11月頃	未定	平成30年11月頃

 ・・「地域猫活動」とは、野良猫対策のひとつとして、ボランティアや地域住民等によって、 特定の飼い主のいない猫を適正に管理し、地域住民の理解のもと地域の生活環境の向上 を目指して活動することです。本市では、地域猫活動をさらに推進するため、サポー ター登録制度を導入していきます。

1. 背景

本市に寄せられる猫に関する苦情・相談件数は毎年、2,000件ほどあります。その主な内容は、置き餌による不衛生な状態、糞尿被害や子猫の出生による被害拡大などです。

2. 本市の取組み

地域猫活動の普及啓発	川崎市猫の適正飼養ガイドライン(H17~) …地域猫活動のポイントなどを掲載。 地域猫活動セミナーの開催(市民向けH28~)
不妊去勢手術の支援	猫の不妊去勢手術の補助拡充
苦情・相談への対応	各区衛生課で事例ごとに対応 ・・・・現地調査を行い、猫の適正管理について指導。ボランティアの協力。

3. サポーター登録制度の導入

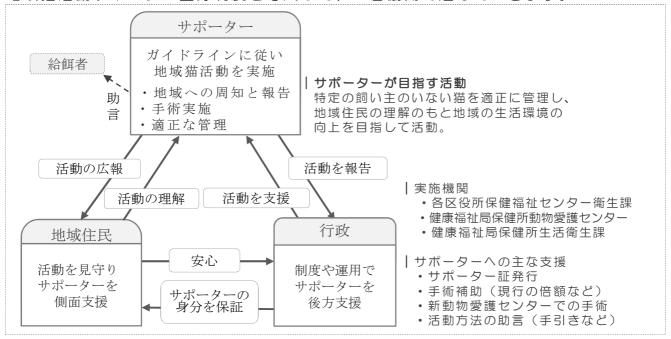
(1)目的

合理的に野良猫対策を進め、地域の生活環境の改善を目指します。

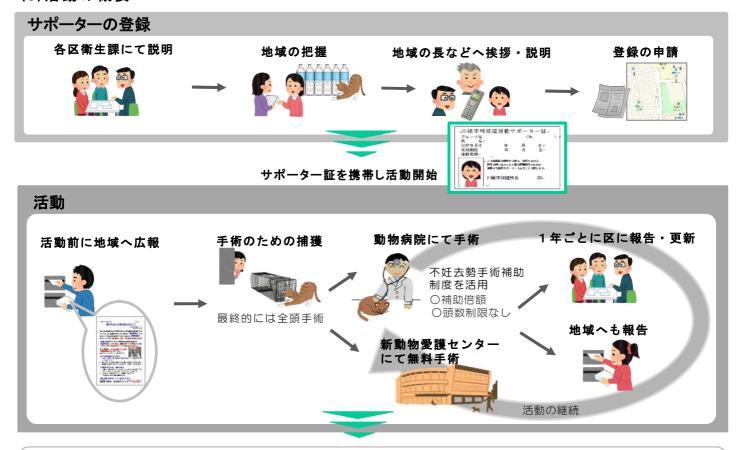


(2)三者協働による活動

地域猫活動サポーター登録制度を導入して、三者協働で進めていきます。



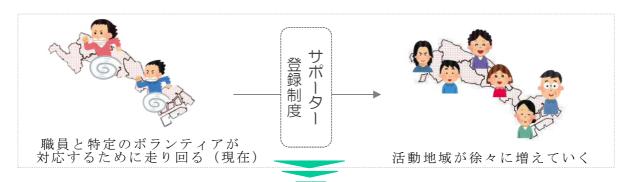
(3)活動の概要



- ●手術による子猫出生ゼロ
- ●報告による活動への理解が広がり、協力者、理解者が増えることによる苦情減少
- ●野良猫数の減少による糞尿被害減少
- ●置き餌なしによる新入り猫ゼロと不衛生状態ゼロへ
- ●この活動がきっかけとなり、地域の活性化に

トイレ設置場所提供の協力者も。

各区年間1、2地域で活動が開始し、同程度のペースで増え市内に活動地域が 点在していくことで、その活動効果が周りに波及していくことを想定。



「トラブルがおこらない暮らしやすい地域の実現」

お問合せ先

川崎区役所衛生課 044-201-3223 幸区役所衛生課 044-556-6681 中原区役所衛生課 044-744-3271 高津区役所衛生課 044-861-3322 宮前区役所衛生課 044-856-3270 多摩区役所衛生課 044-935-3306 麻生区役所衛生課 044-965-5164 動物愛護センター 044-766-2237 健康福祉局保健所生活衛生課 044-200-2447

健康福祉局保健所生活衛生課 動物愛護担当電話 044-200-2447

動物愛護フェアかわさき2018開催計画

1 目 的

動物の愛護と適正な取扱いについて市民の理解と関心を深め、動物愛護精神の高揚を図ることを目的とする。

- 2 テーマ 「動物はみんなともだち地球の仲間」 サブテーマ 「未来へ広がれ!動物にも最幸なまち かわさき」
- 3 日 時

メインイベント:平成30年9月17日(月・祝)10時~15時 ※動物愛護週間(9月20日から26日)の前後(概ね前後1箇月)を普及啓 発強化期間とする。

4 会 場

動物愛護フェアかわさき会場:川崎市幸区役所・幸市民館 同関連事業: 各区役所保健福祉センター 等

5 主 催

川崎市及び公益社団法人川崎市獣医師会

6 実施主体

動物愛護フェアかわさき2018実行委員会

- 7 協 賛
- 8 協力団体

協賛企業及び協力団体は動物愛護フェアの趣旨に合う企業及び団体のほか、動物愛護フェアの開催に必要であると実行委員長が認めた企業及び団体とする。 ※昨年度協賛企業及び協力団体を中心に依頼文を送付する。

- 9 内容
- (1) オープニングセレモニー

内容:開会のことば/主催者あいさつ 等

時間:10時~10時20分(予定)

(2)動物愛護セレモニー(幸市民館)

内容:開会のことば/主催者あいさつ/来賓祝辞/動物愛護賞表彰

長寿犬 · 長寿猫表彰

閉式のことば 等

時間:10時30分~11時40分(予定)

(3) 映画上映(幸市民館)

- (4) 盲導犬デモンストレーション (公益財団法人アイメイト協会)
- (5) 聴導犬デモンストレーション (公益社団法人日本聴導犬推進協会)
- (6) 公益社団法人川崎市獣医師会コーナー(公益社団法人川崎市獣医師会)
- (7)協力団体コーナー(各協力団体) 公益財団法人アイメイト協会/公益社団法人日本聴導犬推進協会 かわさき犬・猫愛護ボランティア/川崎市役所獣医師会 等
- (8) 協賛企業コーナー(各協賛企業)
- (9) 川崎市役所コーナー 譲渡会・防災関係展示・迷子札作成・起震車体験・寄席・集まれ!アニマル キッズ・新センター設立記念イベント等
- (10) 縁日コーナー
- (11) その他

動物愛護月間の各区の取り組みについて

区名	幸区	多摩区	麻生区
事業名	幸区動物愛護展	①どうぶつ愛護フェア in たま区 ②動物愛護パネル展	麻生区動物愛護パネル展
期間	9月18日(火)~ 9月28日(金) ※閉庁日除く。	①9月8日(土) ②9月7日(金)~9月11日(火)	9月20日(木)~ 9月27日(木) ※閉庁日除く。
場所	幸区役所展示コーナー (区役所1Fロビー)	①多摩区役所1階アトリウム・ 屋外駐車場 ②多摩区役所1階アトリウム	麻生区役所2階ホール
内容	・動物愛護に関する パネル、ポスターの展示・リーフレット等資料の配布	①どうぶつバルーンアート、猫の譲渡会、ペットの迷子札作り、心臓の音を聞いてみよう!、どうぶつの映像上映、どうぶつお面作り、地域猫活動パネル展、「いのちの授業」「ペットの防災」パネル展、ポスター展ほか②①のうちから、パネル・ポスターを展示	動物愛護、動物愛護センター に関するパネル、写真の展示 ・終生・適正飼養 ・TNR ・川崎市地域猫活動支援の紹介

平成30年7月3日

	→ 4× 1 ×× 1 kb
	主なイベント等
4月	
5月	5月12日(土)高齢者とペットの問題研究会セミナー
6月	
7月	7月3日(火)第1回ボランティア会議 7月14日(土)かわさき犬・猫愛護ボランティアセミナー 13時30分~ 高津市民館会議室
8月	8月23日(木)動物愛護センターにおける 業務支援ボランティア共通基礎研修
9月	9月17日(月)動物愛護フェアかわさき2018 9月20日(木)動物慰霊祭 14:00~
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	新センター開所予定
3月	
備考	● 第2回ボランティア会議は下半期に開催予定 ● スタディーグループは月1回開催、研修日程等は かわさき犬・猫スタディーグループにより決定

スケジュールにつきましては、変更になる可能性があります。

ボランティア活動保険

(http://www.fukushihoken.co.jp)

ふくしの保険

検索

ボランティア活動中の さまざまな事故によるケガや 損害賠償責任を補償します

さらに後遺障害もフルカバー(*

なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までのすべてがお支払いの対象になります。



禁煙全国社会福祉協議会

[本制度の契約形態]

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人(加入対象者)

(ご加入いただける方)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録 されているボランティア、ボランティアグループ、団体

- (※)登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の 推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。
- (※)営利企業 (株式会社・有限会社等) が実施主体であるボランティア活動は補償の対象外としていますが、企業内の有志の方々の自発的な ボランティア活動は、補償の対象となります。

企業内有志のボランティアグループとして加入する場合は、グループの代表者を加入申込人としてください。

被保険者

(保険の補償を受けられる方・ご加入者)

(ケ ガ の 補 償):ボランティア個人

(賠償責任の補償):ボランティア個人、ボランティアの監督義務者 $^{(*1)}$ 、NPO法人 $^{(*2)}$

- (※1)ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、 被保険者としています。
- (※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合が あるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに 該当する活動とします。

①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。

(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)

- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。
- ※ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。
- ※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への 往復途上となります。)

対象とならないボランティア活動

- ○自発的な意思による活動とは考え難いもの
 - (例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
 - 道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動
 - 免許、資格、単位取得を目的としたボランティア活動

など

- ◎PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や 団体構成員の親睦のための活動
 - (例) 自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動

など

- ◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。)
 - (例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合
 - ➡ ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。
- ◎自宅で行う活動
 - ただし、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が事前に確認できる場合は対象になります。
- ◎保険上対象外となっているボランティア活動
 - (例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
 - 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
 - ●野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動

など

※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的でスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。)

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合や、偶然な事故により他人に ケガをさせたり、他人の物(**1)をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

- ◆ボランティア自身の食中毒(O-157など)や特定感染症(※2)も補償します。
- ◆熱中症(日射病や熱射病)も基本タイプで補償の対象となります。
- ◆天災タイプでは、基本タイプにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)によるケガも補償します。(賠償責任の 補償は基本タイプと同じです。)
- ◆台風などの風水害によるケガは、基本タイプでも補償されます。
- (**1)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。 (**2)特定感染症とは、感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症をいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、 結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9型)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、 腸チフス、パラチフス、MERS (平成29年11月現在)

なお、特定感染症の補償については、死亡保険金は対象外となりますが、葬祭費用(300万円限度)をお支払いします。

補償期間(保険期間)

平成30年4月1日午前0時から平成31年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から平成31年3月31日午後12時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガを して通院した。

(2)賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年 寄りにケガをさせた。



ボランティア活動に向かう途中、交通 事故にあって亡くなられた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、 誤って花びんを落としてこわした。



活動中、食べた弁当でボランティア 自身が食中毒になって入院した。



自転車でボランティア活動に向かう途中、 誤って他人にケガをさせた。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等に より正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火または津波(ただし、天災タイプご加入の 場合は補償の対象となります。)
- ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- (7)頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で 医学的他覚所見(**)のないもの
- ⑧ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はんなど危険な 運動を行っている間の事故
- ⑨職業または職務に従事している間の事故

など

(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床 検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。

(2)賠償責任の補償

- (1)故意
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ④心神喪失に起因する事故
- ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に
- ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、 救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または 授与の指示に起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故

など

- ※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、 対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。 (自動車保険でのお支払いとなります。)
- ※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されて いるものをいい、ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォ リフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

- ①所定の「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名(フルネーム)またはご捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの 社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。 (名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。)
 - ※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。
 ※必ずパンプレットの「重要事項等説明書」を確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえでお申込みください。また、2口以上の加入者がいないこともご確認ください。
- ②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。
- ③「加入申込書」の2枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

補償金額(保険金額)

$\overline{}$				
保険金	の種類	プラン	Αプラン	Bプラン
	列	亡保険金	1,040万円	1,400万円
	後遺	障害保険金	1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
ケ	入院	民保険金日額	6,500円	10,000円
	手術	入院中の手術	65,000円	100,000円
ガの補償	保険金	外来の手術	32,500円	50,000円
償	通院	2.保険金日額	4,000円	6,000円
	特定	感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各保険金額に同じ	
	(養用保険金 特定感染症)	300万円 (限度額)	
賠償 賃 任の償	賠償	責任保険金 人·対物共通)	5億 (限度	禁円 度額)

保険料(1名あたり)(2回外割割)

プランタイプ	Αプラン	Βプラン
基本タイプ	350円	510円
天災タイプ ^(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

- (※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する 被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、 賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になり ません。
- ◆補償期間(保険期間)の中途で加入される場合も上記の 保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいは

- 休快村となります。なが、中述肥退による保険料の返れいはありません。
 ◆中途でボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更はできません。
 ◆ご加入は、お1人につきいずれか1口となります。
 ◆複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。
 加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申し込みください。

お支払いする保険金の内容

伊	保険金の種類	補償內容
	死亡 保険金	ボランティア活動中の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 「死亡保険金の額=死亡保険金額の全額」
	後遺障害保険金	[後遺障害等級第1~7級限定担保特約条項] 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 接遺障害保険金の額=死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(2%~100%) 後遺障害等級 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級 支払割合 100% 89% 78% 69% 59% 50% 42% 17% 13% 10% 7.5% 5% 3.5% 2%
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 [入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)]
ケガの補償	手術 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)②先進医療に該当する手術(※2) 《入院中に受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) 《外来で受けた手術の場合〉手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 《※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 道院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注 1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注 2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
	特定感染症の 補償について	「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項」「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三類感染症」を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、満院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生した後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内に生した後遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。 海院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。 また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。
賠償 賃 任 の償	賠償責任 保険金	日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、 人格権を侵害してしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用 等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の 保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

	用語のご説明						
用語	内容						
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)						
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、 医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						



ボランティア活動をされるにあたり…

事故防止・軽減のための 10大ポイント

1. 体調が悪い時は決して無理をしないこと。

- ▶健康と体調はすべての基本です。体調が悪いときは活動を見合わせることも重要です。▶「無理をする」=「自らケガをしに行く」「他人に迷惑をかける可能性がある」と認識してください。

2. 情報収集(事前の安全確認と日常点検)をしましょう。

- ➤活動場所や活動内容、往復途上の交通状況などの情報収集は、参加される活動のリスクを事前に予知する ための基本です。収集した情報はすべて事故の未然防止や軽減につながるといっても過言ではありません。 ▶道具を使用する場合は、取扱説明書を確認すること、そして日常の点検(使用前点検)を行ってください。

3.活動に適した服装を!

- ➤活動される内容、気候、季節などを照らし合わせ、適した服装で活動されることが事故防止の近道です。

 - ●帽子→熱中症予防●履きなれた運動靴→動きやすく、転倒防止●軍手→切傷など軽微な事故防止(活動内容によって長そでの服、長ズボンも有効です。)

など

4. 自宅を出てから帰るまでが活動です。焦らず、気を抜かないこと。

- ➤集合時間に遅れそうなときは、連絡の上、焦らずに活動に向かいましょう。焦ると周りが見えなくなります。
- ▶活動を終えてもホッとして気を抜かないこと。帰り道の事故も多く発生しています。

5.活動前には準備体操、柔軟体操を!

- ▶ボランティア活動はスポーツと同じです。急激に動くと思わぬケガをすることがあります。
- ▶体を十分にほぐし、あたためてから活動を開始しましょう。

6. 責任者の説明にはしっかり耳を傾けること。

- ▶自分自身であらかじめ気づいていなかったリスクを確認する機会です。▶また、当たり前の話であればあるほどしっかり耳を傾け、心に刻みましょう。当たり前のことを守らなかったから事故が起きたということも非常に多く発生しています。

7.疲れを感じたら遠慮せずに休憩を。随時水分補給をしましょう。

- ➤疲れたときは、注意力が散漫になり、慎重な活動ができなくなる可能性が高くなります。➤「疲れた」と実感する前に、「ちょっと疲れた」と感じた時には、周囲の人に遠慮することなく休憩をとりましょう。
- ➤水分補給は熱中症予防、脱水症状防止、体力回復のための基本であり、非常に重要です。

8. 過信禁物。今の自分にできることをあらかじめ把握しましょう。

- ▶「以前はこのくらいできたから今でも大丈夫」は危険です。今の自分にできることを予め認識し、他のボランティアの方と協力して活動しましょう。▶ここまでやって大丈夫といった自己判断、過信は禁物です。周囲の方の判断を仰ぐことも重要です。

9. 特に足元注意。(転倒の防止)

- ▶足元への注意は事故防止の基本です。実際に発生している事故全体の2/3は転倒事故です。つまり、足元に 注意を払っていれば、事故の2/3は防げた可能性があるということです。 ▶廊下においてあった花瓶を蹴とばして壊してしまったなどの賠償事故の防止にもつながります。

10. 周囲の方との協力、情報の共有を図りましょう。

- ▶ボランティア活動は一人で行うものではありません。その他の活動参加者や、利用者と協力して行うものであることを認識してください。(重いものは複数人数で運ぶ、脚立に乗るなど足元が不安定な場合は支えて もらう、危険な場所の情報を共有する など) ▶活動中、お互いに声を掛け合うことで、突発的なリスク回避にもつながります。

事故は防ごうとしても起きてしまうことがあります。 しかし、心がけひとつで事故を未然に防いだり、程度を軽減することができます。 事故防止を心がけ、楽しく、元気にボランティア活動をしましょう。

重要事項等説明書

ボランティア活動保険 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。 【加入者で本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

*社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンター・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアリループ・団体【ケガの補償】 ボランティア個人、ボランティアの【暗償責任の補償】ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、特定非営利活動法人

●被保険者

契約概要のご説明)
 ● お支払方法: 専用の払込用紙を使用し、ゆうちょ銀行から払込みの金融機関からの払込みを希望される場合は取扱代理店までお問い合わせください。
 ● お手続方法: 加入申込書に必要事項をご記入のうえ、市区町村社協または都道府県社協の担当窓口へご提出ください。
 ● 中途加入: 平成30年4月1日以降の中途でのご加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続きの完了とは、12時までとなります。なお加入手込書の内容を確認したときくります。なお加入申込書の内容を確認した後、受付印を押印し、保険料を受領したときとします。
 ● 団体割引: 本契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 ■ 満期返れい金・契約者配当金: 満期返れい金・契約者配当金: 満期返れい金・契約者配当金: 満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保保険者(補償の対象となる方)が、この保険の対象となる活動従事中および往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合、ボランティア活動に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生する中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます。)。「熱中症危険担保特約条項」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、

「急激かつ偶然な外来の事故」について

| 感激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
■ 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
■ 「対策が、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注)保障	険期間の開	体の障害もの支払いの対象となります。 ・ 事故」に該当しませ が時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	./v.		
	の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡保険金額の全額	① 放意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬等により正常な運転ができない		
	後遺 障害 保険金	(後遺障害等級第1〜7級限定担保特約条項) 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%〜100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 (後遺障害保険金の額=死亡保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(2%〜100%)	おそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 (※1)を除きます。)、核燃料物質等に よるもの		
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	⑧地震、噴火または津波(天災危険担保特約条項をセットしない場合)⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」) 腰痛等で医学的他覚所目(※2)の		
ケガの 補償	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかざります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、く入院中に受けた手術の場合>の手術保険金お支払いします。①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※))②先進医療に該当する手術(※2)	ないもの ®ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロックライミング、フリークライミング、フリークライミングを含みます。)、航空機操縦、(戦務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故		
		(入院中に受けた手術の場合 > 手術保険金の額 = 入院保険金日額×10(倍) (①自動車、原動機付自転車等による競技、 競争、興行(ごれらに準するものおよび 練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的 もしくは宗教・思想的な主義・ 主張を有する団体:個人または		
		事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金目額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額× 適院保険金の額=通院保険金日額× 適院中数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)	これと連帯するものがその主義・ 主張に関して行う暴力的行為をいい ます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的 校査、神経学的校査、臨床校査、 画像校査等により認められる異常 所見をいいます。以下同様とします。		
		注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた 部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示により ギブス等を常時装着したときはその日数について道院したものとみなします。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合で あっても、重複して通院保険金をお支払いしません。			
	特定 感染症の 補償に ついて	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項】 「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」で発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、後遺障害は発症された日からその日を含めて180日以内に生じた遺障害が、入院は発症された日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの対象となります。通院は発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内の通院が支払いの対象となり、通院日数90日が限度となります。また、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。			
	任の補償 者個人)	日本国内において、保険の対象となる活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)ただし、「回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャバン日本興亜の承認を必要とします。	●地震 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			●専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故 など		
	用語のご説明				

病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となるごとがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 【先進医療】 【治療】 ます。 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の 受領等のためのものは含みません。 【通院】 【入院】 自宅等での治療が困難なため、 常に医師の管理下において治療に専念することをいいます

【免責金額】 損害の額から控除する自己負担額をいいます 支払保険金の算出にあたり、

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

<u>1. クーリングオフ</u> この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

ご加入時における注意事項(告知事項)

●保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

(合知義務) かめいます。
<告知事項>
★加入申込書等および付属書類の記載事項すべて
●保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

払いできないことがあります。 ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払い します。

ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

 ●保険契約後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。なお、被保険者の入替はできません。また、中途解約による解約返戻金もありませんので、ご注意ください。

 「次のような場合には、あらかじめ取扱代理店までご通知ください。加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

 (注)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

 <重大事由による解除等>保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

 4. 責任開始期

責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後O時に始まります。

事故がおきた場合の取扱い

- ●事放がのさに場合の収扱と
 ●事放が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および 保険金請求権者が 確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、 委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因 および事故状況等が 確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故 証明書、メーカーや修理業者等からの原因 調査報告書 など
3	傷害の程度、保険の 対象の価額、損害の 額、損害の をおよび損害の を もよび損害の を しの程度等が確認 できる 書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書意診療報酬問組書、入院通院申告書書、証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書(②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、を理見積書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、など
4	保険の対象である ことが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等 への調査のために 必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償 責任を負担することが 確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、 和解調書(写)、相手の方からの領収書、 承諾書 など

	必要となる書類	必要書類の例
7	損保ジャパン日本 興亜が支払うべき 保険金の額を算出 するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した 支払内訳書 など

- 以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
 ●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払い できない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。 なお、脱退(解約)に際しては、加入時の状況により、ご加入の保険 期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだに過ぎていない 期間)の保険料を返れいする場合があります。

3. 度級の保険任命の会社による共同保険契約であり、引受保険 この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険 会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の 責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して 保険料の領収保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を 行っております。

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事) 85% 東京海上日動火災保険株式会社 15%

9. 保険会社破綻時の取扱い 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは 財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに 基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時日お約束した 保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が 削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償 対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり 補償されます。

- となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおりされます。 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで (ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は 全額)が補償されます。 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割 (注)までが補償されます。 (注)までが補償されます。 (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定 利率が適用されているご契約については、追加で引き下げと なることがあります。

10. 個人情報の取扱いについて
○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(http://www.sink.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、バンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

| 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。 □補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 □保険料、保険料払込方法 □保険金額 □満期返れい金・契約者配当金がないこと

]補償の内容]保険金額]保険期間

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

、 このでいるとすられるというとはいったという。
というによっているというとはいったという。
はいって、
というによって、
はいっと、
にいっと、
にいっと、

- ●指定紛争解決機関 損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本 契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことが できます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター〔ナビダイヤル〕0570-022808 <通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/) ●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っており ます。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものになり ます。
- ●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。 ●加入証(加入申込書2枚目)は大切に保管してください。

事故が起こったら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。

- ②事故発生の日時、場所 ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ③事故の原因、状況
- ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度(賠償事故) ④ケガの程度、病院名(傷害事故)
- ※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
- ※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできない ことがあります。

ボランティア活動前後にチェックしてみましょう。			
すべてに⊠が入ることを目指しましょう。			
【活動に行く前のチェック】			
□活動内容、活動場所の詳細を確認した。 □ 自宅から活動場所までの所要時間を確認した。 □ 自分でできること、できないことの分析はしてある。 □ 体調は万全(普段通り)だ。			
【持ち物・服装のチェック】			
 (用意しましょう。) □運動靴 □軍手 □帽子 □タオル □ハンカチ □ティッシュペーパー □雨具 □着替え □筆記用具 □水筒(飲み物) □救急セット □身分証明書 □携帯電話 (必要に応じて用意しましょう。) □懐中電灯 □携帯ラジオ □ヘルメット □鉄製のインソール 			
【活動開始前・活動中の注意】			
□責任者からの注意事項の説明を受けた。 □緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。 □段差や障害物になり得るものの場所を確認した。 □休憩時間を確認した。(適宜取得可能が望ましい。) □準備運動をした。			
【活動後】			
□後片付けをした。 □活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことのメモをとった。			

- ●このパンフレットは、ボランティア活動保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本 興亜までお問い合わせください。
- ●この保険契約は、次の保険会社が共同で引き受ける共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社の代理・代行して保険料の 領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。 引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

【引受保険会社】(幹事会社)損害保険ジャパン日本興亜株式会社 85% (非幹事会社)東京海上日動火災保険株式会社 15%

お問い合わせは

取扱代理店

福祉保険サービス 株式会社

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 /受付時間:平日の9:30~17:30

(土日・祝日、12/29~1/3を除きます。

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総 務 部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154 <受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)> (非幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社